

平成 23 年 6 月 23 日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

「監査・保証委員会報告第 82 号『財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い』の改正について」（公開草案）に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別 紙)

No.	該当箇所			コメント (要望・質問・確認等)
	頁	項	項目	
1	30	114	持分法適用関連会社の取扱い	金融庁「内部統制報告制度における Q&A」(問 8 6)において、持分法適用会社となる在外関連会社が他の会社の子会社であって、当該関連会社の親会社について所在地国に適切な内部統制報告書制度がある場合には、 経営者による内部統制評価 (以下、経営者評価) を実施する上で、当該制度を適宜活用できる旨が新たに明記された。そのため、監査人が持分法適用関連会社に対する経営者評価が適切に実施されているか否かの検討を行う際にも、上記方法についても適切な経営者評価として認められる旨を明記していただきたい。
2	62	263	評価範囲の制約	本年 3 月 30 日に金融庁より公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について (意見書)」(以下、意見書) の 94 頁の「評価範囲の制約が認められる場合」において、経営者評価上「やむを得ない事情」がある場合に評価手続の制約が認められており、その「やむを得ない事情」として「下期における大規模な他企業の合併又は買収」が例示されているが、合理性が認められる場合、必ずしも「下期」に限定されないとも記載されている。そのため、監査人による経営者評価手続の検討に際しても、経営者評価手続の制約が認められる「やむを得ない事情」に該当する上記例示については、必ずしも「下期」に限定されない旨を意見書同様に明記していただきたい。

以 上